

団体の会則例 「 ○○○会 会則 」

第 1 条 (名称)

本会は、○○○と称す。

第 2 条 (事務所)

本会の事務所を、○○に置く。

第 3 条 (目的および事業)

- 1 本会は、○○を目的とする。
- 2 本会は、上記目的を達成するための事業を行う。

第 4 条 (構成)

本会は、上記の目的に賛同する個人会員または団体会員で構成する。

第 5 条 (役員)

- 1 本会運営のために次の役員を置く。
 - (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 1 名以上
 - (3) 運営役員 ○名～○名
- 2 各役員の職務は次の通りとする。
 - (1) 会長は、本会を代表して会を総括し、その業務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときこれを代行する。
 - (3) 運営役員は、役員会に出席し会の運営に関する意思決定に参加する
- 3 役員の任期は○年とし、再任を妨げない。

第 6 条 (会議)

- 1 本会の会議は、年 1 回開かれる会員総会と、前記の役員による役員会とする。
- 2 会員総会は、会員の過半数の出席で成立する。
- 3 本会の会議は、会長または他の役員が必要としたときに召集する。
- 4 会議を招集するときは、会議の日時、場所を記載した書面または電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

第 7 条 (会計)

- 1 本会の会計年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までとする。
- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 3 本会が解散したときに残存する財産は、会議で議決した他の非営利団体もしくは ○○市へ寄附するものとする。

第 8 条 (変更)

この会則は、会員総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、令和○年 4 月 1 日から施行する。